【2026年11月18日発行】
==========
■ 人事労務マガジン／特集第250号 ■
==========

【目次】
1.12月は「職場のハラスメント撲滅月間」
2.1月16日開催　第4回ろうきょうオンラインセミナーの参加者募集中
3.女性管理職登用・育成のためのデジタルリーフレットを作成しました
4.ハラスメント対策に関心のある事業主、相談窓口担当者の皆さまへ
　「職場におけるハラスメント対策研修」の聴講者募集中
5.参加者募集中 12 月 17 日「テレワーク・オンラインセミナー」
　第 4 回テーマは「現場業務でもできるテレワーク改革」
6.フリーランス法に基づく就業環境整備の取り組みはできていますか。
7.「令和9年度高年齢者活躍企業コンテスト」の応募を受け付け中
8. 12 月開催「令和8年度多様な正社員制度セミナー」 選ぶ編

【トピック 1】12 月は「職場のハラスメント撲滅月間」

厚生労働省では、12 月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。

その一環として、12 月 9 日（水）13 時からオンラインで「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」を開催します。

内容は、今年 10 月から改正労働施策総合推進法等が施行され、全ての事業主にカスタマーハラスメント防止のための措置が義務付けられたことを踏まえ、①改正法の説明、②専門家による基調講演、③カスタマーハラスメントに取り組んでいる企業によるパネルディスカッションを予定しています。

【申し込みはこちら】
https://evt-reg.com/no-harassment/

【トピック2】1月16日開催　第4回ろうきょうオンラインセミナーの参加者募集中

「労働者協同組合」（略称：ろうきょう）は、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して事業を行い、組合員自らがその事業に従事する法人制度です。
高齢者支援、店舗運営、配送、子ども支援、広告物や映像制作・イベント企画など、さまざまな事業分野で活用され、副業・兼業や退職後の高齢期に生きがいを持って働く場としても活用されています。

厚生労働省では、今年度、労働者協同組合の活用をテーマに全 4 回のセミナーを開催しています。最終回となる第 4 回は、「ミドル・シニアの活躍　多様な働き方～労働者協同組合で働きがい向上～」と題し、ミドル・シニアの活躍と多様な働き方をテーマに、仕事のキャリアや人生経験を活かしながら、労働者協同組合でいきいきと活躍する事例をご紹介します。

具体的には、新潟県新潟市で企業の退職者が立ち上げて高齢者の生活支援や寄り添い支援に取り組む事例と、東京都西東京市で居宅介護支援やまちづくりの事業に取り組む事例を取り上げます。

また、広島市協同労働支援センターから、協同労働を通じたシニアの活躍促進の取り組み、企業人材に対する退職後を見据えたインターンシップの取り組みをご紹介します。
【事前申し込み制・参加無料】

【開催日時】
2027 年 1 月 16 日（土）14:00～16:00

【開催内容】
①労働者協同組合の概要
・伏木　崇人（厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課　労働者協同組合業務室長）
②協同労働を通じたシニアの活躍促進
・高成田　健氏（広島市協同労働支援センター　統括コーディネーター）
③基調講演
「ミドル・シニアの活躍　多様な働き方～労働者協同組合で働きがい向上～」

・講師：中村　順子氏（認定 NPO 法人コミュニティ・サポートセンター神戸　ファウンダー）
④事例紹介
・労働者協同組合あきは（新潟県新潟市）
・労働者協同組合 ACT・人とまちづくり（東京都西東京市）
⑤パネルディスカッション

【詳細・お申し込み】
特設サイト「知りたい！労働者協同組合法」
https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/onlineseminar_202604
※申し込み締め切り：2027 年 1 月 14 日（木）

【トピック3】女性管理職登用・育成のためのデジタルリーフレットを作成しました

厚生労働省では、女性管理職の登用・育成に向けた取り組みのポイントをまとめたデジタルリーフレット「組織の仕組みを見直す 5 つのヒント ―女性管理職の登用を人材戦略に―」を作成しました。

女性管理職登用が進まない理由を5つに分類し、それぞれの課題に対する取り組みのポイントを分かりやすくまとめているほか、企業の好事例集等も掲載しています。
社内での検討や研修、企業支援の場面などでぜひご活用ください。

■組織の仕組みを見直す 5 つのヒント ―女性管理職の登用を人材戦略に―
【女性管理職の登用・育成】デジタルリーフレット_20261001

他にも女性の活躍を推進する情報や専門家による無料コンサルティングなどの取り組みもあります。ぜひご参考にしてください。

【女性活躍推進法についての詳細】
女性活躍推進法特集ページ｜厚生労働省

【専門家との無料相談など】

専門家相談（無料）｜ 令和 8 年度民間企業における女性活躍促進事業

【トピック 4】ハラスメント対策に関心のある事業主、相談窓口担当者の皆さまへ
「職場におけるハラスメント対策研修」の聴講者募集中

---

10 月、改正労働施策総合推進法等が施行され、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメント（求職者等セクシュアルハラスメント）の防止措置が全事業主に義務付けられました。

すでに義務化されているパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメントと合わせ、職場におけるハラスメント対策の重要性がますます高まっています。

そこで、企業がこれらのハラスメントの予防・解決に向けた取り組みをより実効的に進められるよう、事業主や企業の相談窓口担当者、人事労務担当者の方などを対象に、基本的な知識から対策まで、実務的な内容を解説するオンライン研修を開催します。

【研修概要・お申し込み】
■職場におけるハラスメント対策研修（事業主向け、相談窓口担当者向け）：12 月 10 日（木）
・【第一部】職場におけるハラスメント対策（事業主向け）　13:30 ～ 14:30
・【第二部】職場におけるハラスメント対策（相談窓口担当者向け）　14:40 ～ 15:40

※詳細・お申し込みはこちら
厚生労働省委託事業　職場におけるハラスメント対策研修（事業主向け、相談窓口担当者向け）
https://www.tokio-dr.jp/seminar/2026/2026harassment1.html

■カスタマーハラスメント対策・求職者等セクシュアルハラスメント対策研修：令和 9 年 1 月 14 日（木）
・【第一部】カスタマーハラスメント対策　13:30 ～ 14:30
・【第二部】求職者等セクシュアルハラスメント対策　14:40 ～ 15:40

※詳細・お申し込みはこちら
厚生労働省委託事業　カスタマーハラスメント対策・求職者等セクシュアルハラスメント対策研修

https://www.tokio-dr.jp/seminar/2026/2026harassment2.html

【お問い合わせ】
職場におけるハラスメント対策研修事務局
東京海上ディーアール株式会社（事業受託元：株式会社クオラス）
TEL：03-5288-6583
E-mail：seminar.mhlw@tokio-dr.co.jp

【トピック 5】参加者募集中 12 月 17 日「テレワーク・オンラインセミナー」第 4 回テーマは「現場業務でもできるテレワーク改革」

厚生労働省は、企業の経営者・人事労務担当者などを対象に、「テレワーク・オンラインセミナー」を 12 月 17 日（木）に開催します。【事前申し込み制・参加無料】

テレワークは、単なる「在宅勤務」ではなく、人材確保や生産性向上、DX 推進、ウェルビーイング向上を実現する“経営戦略”へと進化しています。
本セミナーでは、5 回に渡って「テレワークはここまで進化した―成功企業 5 社に学ぶ実践モデル」を共通テーマに、ハイブリッドワークによる組織づくり、制度を成長戦略へ転換する実践、人や場所に縛られない働き方、現場業務での活用、多様な働き方に対応した評価制度など、企業が直面する課題と先進事例を体系的にご紹介します。

加えて、テレワークに必要な労務管理や最新ガイドラインのポイント、テーマごとの具体的な導入事例についても分かりやすく解説します。

第 4 回セミナーでは、「現場業務でもできるテレワーク改革」をテーマに、株式会社太陽都市クリーナーの取り組みをもとに、業務の見直しやデジタル活用によって、内勤職だけでなく現場職にもテレワークの可能性を広げた実践事例をご紹介します。
小さく試しながら改善を重ねる進め方や、現場と内勤の壁をなくす工夫、出社組との不公平感を緩和する労務管理など、業種を問わず応用できる実践的なヒントをお伝えします。事例紹介は各回によってテーマと登壇企業が異なります。
皆さま、ぜひご参加ください。

・開催日時
第4回：12月17日（木）13:00-16:00
オンライン接続開始12:50
※申し込み締め切り：定員になり次第

【テレワークセミナーに関する詳細はこちら】
テレワーク総合ポータルサイト
https://telework.mhlw.go.jp/kagayakutelework/seminar/2026/1217.html

---

【トピック 6】フリーランス法に基づく就業環境整備の取り組みはできていますか。

令和 6 年 11 月に施行されたフリーランス・事業者間取引適正化等法では、発注事業者に対し、書面等による取引条件の明示など、フリーランスとの取引の適正化に関する義務が課されました。また、フリーランスに対する「ハラスメント対策に係る体制整備義務」「中途解除等の予告・理由開示義務」「募集情報の的確表示義務」「育児介護等と業務の両立に対する配慮義務」等も義務づけられています。
労働局における助言の事例などを参考にしながら、法に沿った取り組みができているかを確認しましょう。

・フリーランス・事業者間取引適正化等法に基づく就業環境整備のポイント
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/bunya/freelance_00006.html

また、厚生労働省では、発注事業者向けハラスメント対策の研修動画のほか、育児介護と業務との両立の配慮やハラスメント対策に関する取り組み事例集も公開しています。こちらもご活用ください。

・フリーランスに対するハラスメント対策の研修動画ができました！
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/koyoukintou/zaitaku/freelance 00007.html

---

【トピック 7】「令和 9 年度高年齢者活躍企業コンテスト」への応募を受け付け中

厚生労働省は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構との共催で、令和 9 年度「高年齢者活躍企業コンテスト」を実施します。

このコンテストは、高年齢者がいきいきと働くことができる職場づくりをすすめている企業事例と、実際に働く高年齢者の働き方を広く周知することにより、企業等における雇用・就業の機会の確保などの具体的な取り組みの普及促進を図り、生涯現役社会の実現に向けた気運の醸成を図っていくことを目的としているもので、昭和 61 年以降、毎年実施しています。

現在、企業等が行った高年齢者に関する雇用管理や職場環境改善の創意工夫の事例を募集しています。
優秀な事例は、令和 9 年 9 月中旬に報道機関等に対して発表するとともに、特に優れたものは、同年 10 月に都内で行う表彰式で表彰を予定しています。

皆さまのたくさんのご応募をお待ちしています。

【応募締め切り】
令和 9 年 2 月 26 日(金)

【応募方法・問い合わせ先など詳細はこちら】
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
https://www.jeed.go.jp/elderly/activity/activity02.html

【過去の受賞企業事例はこちら】
高年齢者活躍企業事例サイト
https://www.elder.jeed.go.jp/contest/index.html

【トピック 8】12 月開催 「令和 8 年度多様な正社員制度セミナー」選ぶ編

厚生労働省では、「令和 8 年度多様な正社員制度セミナー」を今年 10 月から来年 3 月にかけて全 7 回で開催しています。
本セミナーは、「知る編」「選ぶ編」「進める編」の 3 ステップで構成しています。
「選ぶ編」では、自社が抱える人材面の課題に対して、どのような制度や取り組みが適しているかを、専門家の解説や企業事例を通じて考えます。

人材確保・定着、育児・介護等との両立支援、多様な働き方の推進に向けて、自社に

合った取り組みを検討したい企業の皆さまにおすすめです。各回単独でご参加いただけますので、過去回に参加していない方もぜひお申し込みください。

＜選ぶ編の概要＞
・対象：「多様な正社員」制度等の多様な働き方に関心のある企業人事担当者等
・参加費：無料
・開催形式：オンライン開催（Zoom ウェビナー）
・日時
●第 4 回「働く時間・場所の柔軟化」：12 月 9 日（水）15:00～16:00
●第 5 回「現場で実践する多様な働き方」：12 月 11 日（金）15:00～16:00

【お申し込みはこちら】
令和 8 年度　多様な正社員制度セミナー
https://tayounaseishain-seido.mhlw.go.jp/

【最新のセミナー情報はこちら】
多様な働き方の実現応援サイト
https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/seminar/

▽▼厚生労働省 SNS と WEB マガジンのご案内▲△

厚生労働省（広報室）では、5 つの公式 SNS アカウントと昨年新たに立ち上げた WEB マガジンを運用しています。
健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支えるさまざまな情報をお届けしているので、ぜひフォロー等お願いいたします。

【X】
https://x.com/mhlwitter

【Facebook】
https://www.facebook.com/mhlw.japan

【note】

https://mhlw-communication-gov.note.jp/

【YouTube】
https://www.youtube.com/user/MHLWchannel

【LINE】
https://lin.ee/K4aJjUi

【WEB マガジン】
https://www.mhlw.go.jp/web_magazine/